

令和7年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和7年5月26日（月）

9：30～10：10

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 樋ヶ隆行委員・西嶋伸介委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 美郷農業振興地域整備計画の一部変更について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

第3 その他報告事項

会 長	それでは皆さんおはようございます。最近30度ぐらいの日があったかと思えば、10何度しか上がらない日もあったりして、寒かったり暑かったりして体調を崩しそうで、今日11番委員さんはすごいなと思って。半袖でよくおられるなと思ひまして。そんな中でも田の方は順調に進んでいるかと思いますが、今聞けば残っている人もいますようです。ゆっくりやりましょう。こうして寒いので慌ててやることは無いと思います。米の方はJAが今年度の引き取り価格を60kgで2万1千円。1袋当たり2万5百円といういい値段を出してきておりますが、民間によってはまだまだ高く買うところもある。全国的には40万トンほど余計に作るということです、地域を見て回ると去年より米を作る所が少ないのでないかと、沢谷の方は荒れてきているんですが、米の値段が上がったから、さあ作ろうかというようには直結していないような気がします。よその地域ではよくわかりませんが。上川戸も今度は玉ねぎのところに米を作るということです、この前通った時には何も作っていなかったけれど。
12番委員	作らないみたいですよ。
会 長	またやめたの？
12番委員	詳しくは知らないけれど、苗の注文は来ていないようです。
会 長	まだ荒れたままですか？
9番委員	何もしていないですね。
会 長	何かふるさと納税の返礼品にするみたいですけど。予定が狂ったのかよくわかりませんが。段々田が余計荒れているような気がするんだが。酒谷の方から九日市の学校の前の作り手がなくなって、道路から見えるところが荒れているのはやっぱり気になって。どうなるのかなと。なるべくなら道路から見えるところは荒れないように耕作してほしいと思っておりますが。皆さんのところへ相談があったら「私が耕作する」と引き受けてください。よろしくお願いします。というわけで、それでは第2回の農業委員会総会を初めたいと思います。本日の議事録署名委員さんは2番委員さんと4番委員さんをお願いします。欠席は今日はおられません。それでは議事に入ります。議案第1

事務局	号について事務局の説明をお願いします。 皆さんおはようございます。では議案第1号「農地法第3条」についてです。資料2ページ目です。今回2件の申請がありました。 まず1件目ですが所在地について、都賀行◎◎◎◎計3筆。登記簿地目及び現況地目は畑。面積は合計446㎡。譲渡人は兵庫県在住の●●●●さん。譲受人は築瀬在住の○○○○さんです。申請理由は譲渡人が遠方に住んでおり、宅地と併せて農地を購入するという理由でした。 次2件目ですが、使用貸借権としての申請がありました。所在地は地頭所……他計5筆。登記簿地目及び現況地目については田が3筆、畑が2筆あります。面積は合計6,768㎡です。貸主は地頭所在住の▲▲▲▲さん。借主は同じく地頭所在住の△△△△さんです。こちらは使用貸借の権利設定をして祖父の農地の管理をするということで10年間の使用貸借設定の申請がありました。 所在地ですが資料3ページ目、1件目の都賀行の件は都賀行大橋を渡っていただきまして、最初の日平の方と都賀行交流センターの方への三叉路がありまして、そのすぐそばに立っている家の周りの農地です。2件目ですが資料4ページ目、こちらは地頭所の案件ですが、こちら地頭所の上郷の農地がありますが、該当するのは黄色でくくった農地です。下に▲▲▲▲さんの家がありまして、その周辺の農地です。 こちらの現地確認ですが、資料5ページ目から6ページ目までが都賀行の案件を6番委員さんと10番委員さんに現地確認してもらっています。2件目については資料7ページ目から9ページ目まで2番委員さんと13番委員さんにそれぞれ現地確認をしてもらっています。説明は以上ですが、2件目の使用貸借の件についてですが、△△△△さんの方が認定新規就農者になられたということで、国の補助金を活用するために所有の農地や貸借権設定をしている農地がないといけないということで、お祖父さんの名義の農地を使用貸借するということで、今回の申請となっています。説明は以上です。
会長	それでは現地確認をされた6番委員さん、お願いします。
6番委員	現地確認に行ってみまして、写真の「55」と書いてあるところが、家の前の@@@@さんがつくっていたもようで、全然使える農地

	ですけれど、家の裏の方は結構荒れていて、作物が作れるかどうか。〇〇〇〇さんがどうしてるかなと思いました。
会 長	続いて地頭所の件を2番委員さんお願いします。
2 番 委 員	5月20日の日に現地確認をしました。敷地内にはハウス5棟、菌床椎茸、トマト等、畑にもネギなどがありまして、田も1枚ありました。問題はないと思います。
会 長	ありがとうございました。今2件ほど説明がありましたけれども、皆さん意見はありますでしょうか？1件目は@@@@さんが作っていたと言ってたかな？都賀行の件は。
6 番 委 員	道路沿いは畑になっているところです。
会 長	金網の向こうの方？車が置いてあるところとの間。
6 番 委 員	車があつて、メッシュの間に畑があります。
会 長	何を作っていたんだろう。野菜？
6 番 委 員	野菜ですね。
会 長	このあと〇〇〇〇さんは何をされるの？
事 務 局	そもそも〇〇〇〇さんはこの●●●●さんの家を購入することに合わせて、くっついている農地も購入するとのことでした。〇〇〇〇さんは今町内の事業所に勤めておられますが、そもそもはカヌーの指導員でして、ここで民泊をしたいとのことでした。ここで例えばカヌーの練習をしに来た人とか、国スポとかに対して、選手が練習をしてきたときに、ここへ泊めるということなどを考えておられます。そのためにこちらで提供する野菜などを作ることをこの畑で考えておられるようです。
会 長	前の畑でね。@@@@さんはもうここで耕作されないんだな。

事務局	そうですね。
会長	あとの畑だが、この小屋も畑なの？
事務局	これは農機具倉庫だと思います。
会長	ここはどこの家なの？
12番委員	元々は■■■■■さんです。牛飼いさんの。
会長	■■■■■さんのところ。ここ元は何が作られたかわかります？
10番委員	牛を飼っているのがメインだったので。田と。□□□□さんというのが。
会長	□□□□さんですか？
10番委員	名前が■■■■■さんの娘さんか何かで。
事務局	ただいま名義は●●●●さんに代わっています。
会長	この大きい家なら民宿でもできるよな。管理は大変だろうけど。
10番委員	牛を2頭か3頭飼っていたかな。
会長	これも農地が荒れたら面白くないな。○○○○さん、そんなに暇があるのかな。ほかにだれか質問ありますか？△△△△さんは何を中心にされるのかな？
2番委員	メロンやトマト。
会長	田はそのままなのかな？
2番委員	はい。
会長	田は1枚ほどはそのまま。若い人には頑張ってもらわなければ。いい

	ことだとおもいますが。皆さんからご意見はありませんか。無いようでしたら採決を取りたいと思います。第1号議案に賛成の方の挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手)
会 長	ありがとうございました。議案第1号は承認されました。続きまして議案第2号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第2号「美郷農業振興地域整備計画の一部変更」についてです。資料は10ページからになっておりますけれども、農業振興除外の申請書の全部を添付しておりますので、一番わかりやすいのは資料の14ページ目をご覧ください。町としましては5月と11月に農振振興除外の手続きとしておりますので、今回2件の申請がありました。 まず1件目ですけれども、所在地は長藤◎◎◎◎。現況地目は畑で、面積は936㎡です。現在の土地の所有者は長藤在住の●●●●さん。事業計画者は○○○○です。この除外の理由としましては、駐車場の設置ということです。現在この土地は農業振興地域内農地なので、まず振興地域の除外申請が出てきました。 2件目ですが、都賀行……他計2筆。現況地目はともに畑。面積は合計252㎡です。こちらは土地所有者と事業計画者はともに都賀行在住の▲▲▲▲さんです。除外申請の理由としましては都賀行△△△△を駐車場、都賀行▽▽▽▽を農家住宅の設置という申請がありました。 まず1件目ですが資料16ページ目、こちらは長藤の魚切谷の方に○○○○の発電所がありまして、その隣の土地が●●●●さんの農地なんですが、駐車場の設置ということで申請がありました。計画図としましては18ページ、今現在は町道の方に車を止めていたんですが。なかなか手狭になってきているので、こちらの図面の様に重機とか、車を置けるように駐車場の計画をされております。資料19ページ目が今の現況写真です。こちら赤線でくくってあるところが今回申請があった土地です。この写真の奥の方又は手前の方に赤い建物がありますが、これが○○○○が管理している発電所です。 次2件目、都賀行の案件ですが、資料22ページ目が写真となっております。こちら都賀行の交差点から日平の方に入ったところで2箇

	所農地がありまして、そこが今回の対象農地となっております。計画図ですが資料24ページ目を開いてもらいますと、このように図面の真ん中の方に駐車場と、その隣に農家住宅を建てる予定があります。その次のページは申請箇所の現況写真です。まず25ページ目が駐車場を予定してあるところの農地です。また1枚資料を開いてもらいまして26ページ目が農家住宅を建てる予定の農地となっております。こちら去年の9月に一旦第3条申請があった農地でして、そもそもの所有者が▲▲▲▲さんに農地を売り渡したいということで申請があって許可したところです。 現地確認ですが29ページ目にまず長藤の案件、30ページ目に都賀行の案件についてそれぞれ6番委員さんと10番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。
会 長	それでは現地確認を6番委員さんお願いします。
6 番 委 員	長藤の件ですけども、駐車場にするということで、道路が見えると思いますが狭くて、ここを駐車場にするならいいんじゃないかと思いました。都賀行の件ですが、現地確認をしましたが、家を建てるには広いところだと思います。問題ないかなと思いました。
会 長	ありがとうございました。●●●●さんのところは、○○○○は農地を購入するの？
事 務 局	農振除外が終わりましたら、今度は第5条申請ということで、●●●●●さんの方から○○○○の方へ名義変更と地目変更をすることになります。
会 長	だから○○○○が買い上げるということだな。さっき第3条申請をしたと言っていたが・・・
事 務 局	それは都賀行の件です。本来でしたら去年の秋に農振除外申請を出していただいて、その後第5条申請をということでしたが、とにかく元の所有者さんが先の土地を売り渡したいということで、先に第3条申請がありまして、農業委員会で審議をして許可をいたしました。
会 長	で今回農振除外申請をして、宅地に変えると。皆さん何か意見はあり

	ますか？▲▲▲▲さんは農家住宅といって、農家なのかな？その辺がちょっと気になるんだけど。
事務局	今回の申請地ではないですが、今住んでいる家の前のところで農業をされています。
会長	実家ということ？上の上がったところの家？
事務局	その家の前の畑で農業をしておられます。
会長	どこまでが農家住宅なのか？何か定義がありますか？税制上の措置はあるの？
事務局	そこまでは調べておりませんが。
会長	ご意見がないようでしたら採決に参りますが……。それでは採決に参ります。議案第2号について賛成の方の挙手をお願いします。 (出席農業委員全員挙手)
会長	全員一致で承認されました。議案については以上です。続いて報告事項について事務局からお願いします。
事務局	では報告第1号「農地法第3条の3 相続等による権利移動」についてです。資料は31ページ目です。今回3件の届出がありました。 まず1件目、所在地は酒谷◎◎◎◎他計11筆。登記簿地目及び現況地目は田が9筆、畑、その他がそれぞれ1筆ずつ。面積は合計8,437㎡です。所有者は酒谷在住の●●●●さんでしたが、この方が亡くなられ、広島市在住の○○○○さんの方へ相続があったことの届出がありました。 次2件目ですが、所在地は吾郷……他2筆。面積は合計1,758㎡。登記簿地目及び現況地目はともに畑。所有者は吾郷在住の▲▲▲▲さんでしたが、この方が亡くなられて、広島市在住の△△△△さんに相続ということで届出がありました。 次3件目、所在地は上野☒☒☒☒他計6筆。登記簿地目及び現況地目は田が5筆、畑が1筆です。面積は合計2,101㎡。所有者は上野

	在住の■■■■さんでしたが、この方が亡くなられて、広島市在住の□□□□さんに相続ということで届出がありました。 場所としましては33ページ目、まず1件目ですけど、酒谷の方ですが、こちら酒谷上集落の方で、酒谷集会所の近くに●●●●さんの農地がありまして、赤く塗られているところが●●●●さんの農地です。一枚はぐってもらいまして34ページ目。こちらが同じく●●●●さんの九日市の農地です。こちらが井元という集落ですが、その農地が7筆ありまして、その土地を相続されました。 続いて2件目、資料35ページ目、こちらが吾郷の▲▲▲▲さん所有の農地です。こちらは吾郷の中の段、天津神社の近くに2筆農地がありまして、そこが届け出のあった農地です。 次3件目、資料36ページ目、こちら上野の■■■■さんの農地で、国道375号線のトンネルの近くに農地が赤く塗ってあるところがありますが、そこが相続の届出があった農地です。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。酒谷の桂の木のあったところがあったが、半分ぐらい荒れているんだよな。
13番委員	梅を作るだろうか。
12番委員	梅は◆◆◆◆さんのところかな。
会 長	●●●●さん、他人のところを作っていたのかな。これ農地の枚数の数が合わないけれど、筆が一緒になっているのかな。
事 務 局	そうですね。筆が一緒になっていたり。
会 長	この上野の方は◇◇◇◇が作っているの？
8番委員	いや、作っていないです。
会 長	今荒れているのかな、ここは。
8番委員	上野の上野上組が何かを作っている土地じゃないかなと。
会 長	▲▲▲▲さんのところは誰がつくっているの？

事務局	あそこは誰も作っていないです。
会長	じゃあ荒れっぱなし？ということは、荒れるところが多いということか。
8番委員	上野のところは花を作っているかな。
会長	花を作っている？
8番委員	花を作っているところじゃないかなと。
会長	荒れていなければいいか。わかりました。段々人が亡くなれば、荒れていくからな。はい、以上で議事の方は終わります。 (議事終了後、「スマート農業ロボット作業デモ」開催の案内のはなしをし、会長より次回総会の際に町への意見書作成のための意見書を持ち寄ってほしいとの依頼をされ、次回総会の日程調整後に閉会した。)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会長 山田 昇

議事録署名者 樋ヶ隆行

議事録署名者 西嶋 伸介